

議案第148号

公共施設等運営権の設定について

次のとおり、公共施設等運営権を設定する。

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

名称	立地	規模	配置
大阪市工業用水道 (本市水道事業又は他の水道事業者と共有し、又は共用している施設等を除く。)	大阪市 及び吹 田市	1日当たり給水能力 151,000立方メートル	東淀川浄水場 大阪市東淀川区柴島1 丁目3番14号
			桜宮配水場 大阪市都島区網島町11 番9号先
			鶴見配水場 大阪市鶴見区横堤4丁 目29番60号
			北港加圧ポンプ場 大阪市此花区北港2丁 目4番
			管路 大阪市水道事業及び工 業用水道事業の設置等 に関する条例(昭和41 年大阪市条例第61号) 第3条第2項第2号ア に定める給水区域のほ か、大阪市西区及び中

			中央区並びに吹田市の一部に配置
--	--	--	-----------------

2 公共施設等運営権者

大阪府中央区久太郎町2丁目5番30号

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 公共施設等の運営に関する事業

- ア 工業用水の供給及び経営等に関する業務
- イ 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務
- ウ 管路の管理運営に関する業務
- エ お客さまサービスに関する業務
- オ 災害及び事故への対応に関する業務

(2) 附帯事業

前号に掲げる事業と一体的に実施する給水施設に関する業務

4 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 公共施設等運営権の設定の日から令和14年3月31日までとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、不可抗力の発生その他同号の存続期間の延長を必要とする事由が生じた場合には、本市及び公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が協議の上、合意した日まで当該存続期間を延長することができる。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、運営権者が第1号の存続期間又は前号の規定により延長した存続期間の延長を希望した場合には、延長期間中の運営権対価の支払額及び支払方法について、本市及び運営権者が合意した場合に限り、その希望する日までこれらの存続期間を延長することができる。
- (4) 前号の規定にかかわらず、不可抗力の発生その他同号の規定により延長した存続期間の延長を必要とする事由が生じた場合には、本市及び運営権者が協議の上、合意した日まで当該存続期間を延長することができる。
- (5) 前3号の規定による延長後の存続期間は、令和24年3月31日を超えることができない。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

本市工業用水道事業に係る公共施設等運営権を設定するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第19条 公共施設等の管理者等は、第17条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第8条第1項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2-3 省 略

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第1項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。